

「伊方発電所計量管理規定」 変更前後比較表

四国電力株式会社

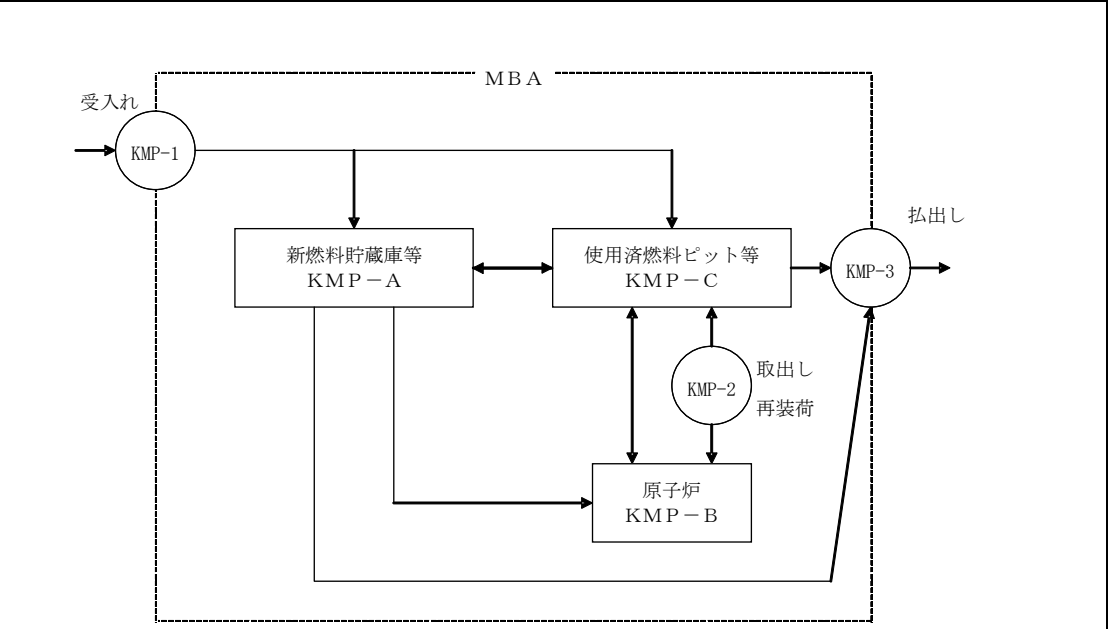
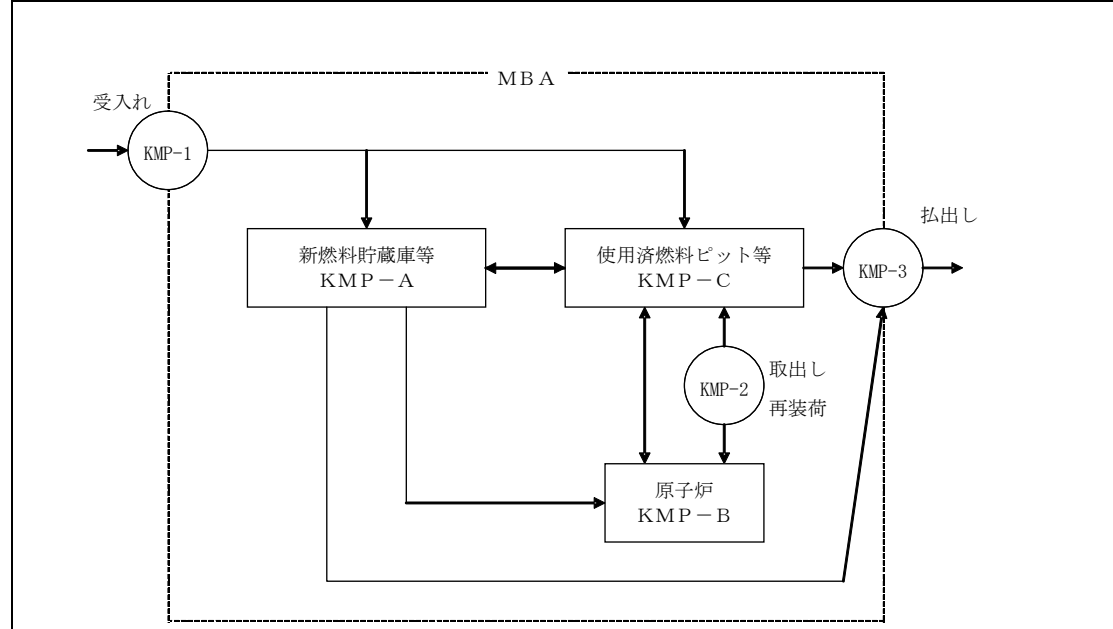
「伊方発電所計量管理規定」 変更前後比較表 (1 / 7)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(中略)</p> <p>第2編 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第5条 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質（以下この編において「核燃料物質」という。）の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、<u>安全技術課長</u>とする。</p> <p>3 計量管理責任者が疾病その他やむを得ない事由により職務を遂行できない場合は、代行者がその職務を遂行する。代行者は、あらかじめ発電所長（以下「所長」という。）が選任した者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第5章 計量管理手続</p> <p>(中略)</p> <p>(試料の収去及び保管の手続)</p> <p>第23条 計量管理責任者は、法律第61条の8の2第2項及び第61条の23の7第2項又は、第68条第1項、第<u>5</u>項、第<u>8</u>項及び第<u>9</u>項の規定に基づき、原子力規制委員会の指定する<u>その</u>職員若しくは指定保障措置検査等実施機関の検査員又は国際原子力機関の指定する者若しくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）から試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について査察官等から保管を依頼された場合は、これを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合は、必要な記録を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第11章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(中略)</p> <p>(封印及び監視装置)</p> <p>第49条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第61条の8の2第2項及び第61条の23の7第2項又は第68条第<u>11</u>項、第<u>12</u>項、第<u>13</u>項及び第<u>14</u>項の規定に基づき取付けた封印又は監視装置を取外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を原子力規制委員会に連絡するものとする。</p> <p>(1) 封印又は監視装置の取外しの日時</p> <p>(2) 封印又は監視装置の取外しの理由</p> <p>(3) 封印又は監視装置の番号</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会から連絡の必要がないとあらかじめ通知された封印については、取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合、前項各号の事項を記録するものとする。</p>	<p>(中略)</p> <p>第2編 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第5条 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質（以下この編において「核燃料物質」という。）の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、<u>原子燃料課長</u>とする。</p> <p>3 計量管理責任者が疾病その他やむを得ない事由により職務を遂行できない場合は、代行者がその職務を遂行する。代行者は、あらかじめ発電所長（以下「所長」という。）が選任した者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>第5章 計量管理手続</p> <p>(中略)</p> <p>(試料の収去及び保管の手続)</p> <p>第23条 計量管理責任者は、法律第61条の8の2第2項及び第61条の23の7第2項又は、第68条第1項、第<u>4</u>項、第<u>7</u>項及び第<u>8</u>項の規定に基づき、原子力規制委員会の指定する<u>当該</u>職員若しくは指定保障措置検査等実施機関の検査員又は国際原子力機関の指定する者若しくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）から試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について査察官等から保管を依頼された場合は、これを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合は、必要な記録を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第11章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(中略)</p> <p>(封印及び監視装置)</p> <p>第49条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第61条の8の2第2項及び第61条の23の7第2項又は第68条第<u>10</u>項、第<u>11</u>項、第<u>12</u>項及び第<u>13</u>項の規定に基づき取付けた封印又は監視装置を取外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を原子力規制委員会に連絡するものとする。</p> <p>(1) 封印又は監視装置の取外しの日時</p> <p>(2) 封印又は監視装置の取外しの理由</p> <p>(3) 封印又は監視装置の番号</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会から連絡の必要がないとあらかじめ通知された封印については、取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合、前項各号の事項を記録するものとする。</p>	<p></p> <p>・計量管理組織の変更</p> <p>・法令改正に伴う変更</p> <p>・法令改正に伴う変更</p>

「伊方発電所計量管理規定」 変更前後比較表 (2 / 7)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(中略)</p> <p>第3編 使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(中略)</p> <p>(職 務)</p> <p>第53条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 機械計画第一課長は、核燃料物質の計量管理に関する業務のうち、原子炉容器サーベイランス用試験カプセルに関する業務を行うものとする。</p> <p>(4) 原子力部核物質防護・工事GLは、核燃料物質の計量管理に関する業務について、計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第4編 設備等に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第78条 別表6に定める設備等の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、安全技術課長とする。</p> <p>3 計量管理責任者が疾病その他やむを得ない事由により職務を遂行できない場合は、代行者がその職務を遂行する。代行者は、あらかじめ所長が選任した者とする。</p>	<p>(中略)</p> <p>第3編 使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(中略)</p> <p>(職 務)</p> <p>第53条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施又は取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 機械計画第一課長は、核燃料物質の計量管理に関する業務のうち、原子炉容器サーベイランス用試験カプセルに関する業務を行うものとする。</p> <p>(4) 原子力部燃料技術GLは、核燃料物質の計量管理に関する業務について、計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第4編 設備等に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第78条 別表6に定める設備等の計量管理を適切に行うために、発電所に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、原子燃料課長とする。</p> <p>3 計量管理責任者が疾病その他やむを得ない事由により職務を遂行できない場合は、代行者がその職務を遂行する。代行者は、あらかじめ所長が選任した者とする。</p>	<p>・計量管理組織の変更</p> <p>・計量管理組織の変更</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>別図1 計量管理組織 (規定第6条、第52条、第79条関係)</p> <p>原子力本部 原子力本部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力部長 <ul style="list-style-type: none"> 原子力部 原子燃料サイクル部長 <ul style="list-style-type: none"> 燃料技術G L ... (原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質及び設備等に関する計量管理責任者への支援・指導) 原子力部 発電管理部長 <ul style="list-style-type: none"> 核物質防護・工事G L ... (使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理責任者への支援・指導) <p>伊方発電所 所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全管理部長 <ul style="list-style-type: none"> 安全技術課長 ... (原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質及び設備等に関する計量管理責任者) 保 修 部 長 <ul style="list-style-type: none"> 計装計画課長 ... (使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理責任者) 機械計画第一課長 ... (使用の許可を受けた核燃料物質のうち、原子炉サーベイランス用試験カプセルに関する業務の実施) 	<p>別図1 計量管理組織 (規定第6条、第52条、第79条関係)</p> <p>原子力本部 原子力本部長</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力部長 <ul style="list-style-type: none"> 原子力部 原子燃料サイクル部長 <ul style="list-style-type: none"> 燃料技術G L ... (原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質、<u>使用の許可を受けた核燃料物質</u>及び設備等に関する計量管理責任者への支援・指導) <p>伊方発電所 所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全管理部長 <ul style="list-style-type: none"> 原子燃料課長 ... (原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質及び設備等に関する計量管理責任者) 保 修 部 長 <ul style="list-style-type: none"> 計装計画課長 ... (使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理責任者) 機械計画第一課長 ... (使用の許可を受けた核燃料物質のうち、原子炉サーベイランス用試験カプセルに関する業務の実施) 	<p>・計量管理組織の変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>別図2 主要測定点及びその符号 (規定第9条、第55条関係)</p> <p>(1) 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質の核燃料物質計量管理区域における主要測定点</p>  <p>注1. 取出し後再装荷するバッチについては、取出し時の核的生成量及び核的損耗量に負符号を付した値をKMP-2で取扱うものとする。</p> <p>注2. 払出し時のプルトニウム 241 の崩壊による核的損耗量は、KMP-2で取扱うものとする。</p> <p>注3. 区分変更はKMP-2で取扱うものとする。</p> <p>注4. 事故増加はKMP-1、事故損失はKMP-3で取扱うものとする。</p> <p>注5. ウラン新燃料輸送容器中の核燃料物質はKMP-Aで取扱い、MOX新燃料輸送容器中の核燃料物質及び使用済燃料輸送容器中の核燃料物質はKMP-Cで取扱うものとする。</p> <p>注6. KMP-CからKMP-Aへの移動は伊方発電所第1号機の使用済燃料ピットに保管している新燃料に限るものとする。</p>	<p>別図2 主要測定点及びその符号 (規定第9条、第55条関係)</p> <p>(1) 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質の核燃料物質計量管理区域における主要測定点</p>  <p>注1. 取出し後再装荷するバッチについては、取出し時の核的生成量及び核的損耗量に負符号を付した値をKMP-2で取扱うものとする。</p> <p>注2. 払出し時のプルトニウム 241 の崩壊による核的損耗量は、KMP-2で取扱うものとする。</p> <p>注3. 区分変更はKMP-2で取扱うものとする。</p> <p>注4. 事故増加はKMP-1、事故損失はKMP-3で取扱うものとする。</p> <p>注5. ウラン新燃料輸送容器中の核燃料物質はKMP-A又はKMP-Cで取扱い、MOX新燃料輸送容器中の核燃料物質及び使用済燃料輸送容器中の核燃料物質はKMP-Cで取扱うものとする。</p> <p>注6. KMP-CからKMP-Aへの移動は伊方発電所第1号機及び第2号機の使用済燃料ピットに保管している新燃料に限るものとする。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピット内保管新燃料の搬出経路追加に伴う変更

「伊方発電所計量管理規定」 変更前後比較表 (6 / 7)

変更前	変更後	備考																								
<p>別表5 測定機器の校正（規定第29条関係）</p> <table border="1" data-bbox="189 346 1196 501"> <thead> <tr> <th>測定機器</th> <th>校正時期又は頻度</th> <th>校正方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水量計</td> <td>施設定期検査時</td> <td>模擬入力信号による校正</td> </tr> <tr> <td>主蒸気圧力計</td> <td>施設定期検査時</td> <td>模擬入力信号による校正</td> </tr> <tr> <td>可動小型中性子束検出器</td> <td>測定の都度</td> <td>検出器相互間のクロスチェック</td> </tr> </tbody> </table>	測定機器	校正時期又は頻度	校正方法	給水量計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正	主蒸気圧力計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正	可動小型中性子束検出器	測定の都度	検出器相互間のクロスチェック	<p>別表5 測定機器の校正（規定第29条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1329 346 2335 501"> <thead> <tr> <th>測定機器</th> <th>校正時期又は頻度</th> <th>校正方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水量計</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>模擬入力信号による校正</td> </tr> <tr> <td>主蒸気圧力計</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>模擬入力信号による校正</td> </tr> <tr> <td>可動小型中性子束検出器</td> <td>測定の都度</td> <td>検出器相互間のクロスチェック</td> </tr> </tbody> </table>	測定機器	校正時期又は頻度	校正方法	給水量計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正	主蒸気圧力計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正	可動小型中性子束検出器	測定の都度	検出器相互間のクロスチェック	<p>・法令改正に伴う変更</p>
測定機器	校正時期又は頻度	校正方法																								
給水量計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正																								
主蒸気圧力計	施設定期検査時	模擬入力信号による校正																								
可動小型中性子束検出器	測定の都度	検出器相互間のクロスチェック																								
測定機器	校正時期又は頻度	校正方法																								
給水量計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正																								
主蒸気圧力計	定期事業者検査時	模擬入力信号による校正																								
可動小型中性子束検出器	測定の都度	検出器相互間のクロスチェック																								

「伊方発電所計量管理規定」 変更前後比較表 (7 / 7)

変更前				変更後				備考																												
別表9 報告事項 (規定第44条、第75条関係) (中略)				別表9 報告事項 (規定第44条、第75条関係) (中略)				・法令改正に伴う変更																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告書名</th> <th>提出時期</th> <th>報告概要</th> <th>報告の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12. 核燃料物質の事故損失に係る報告書</td> <td>発生後遅滞なく</td> <td>核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く)が生じたときは、その状況、その原因及びそれに対して採った措置について報告</td> <td>法律第67条第1項規則 第7条第29項</td> </tr> <tr> <td>13. サイト内建物報告書</td> <td>毎年12月31日から1月以内</td> <td>毎年12月31日現在のサイトの建物の配置を示す図面を添えて報告</td> <td>法律第67条第1項規則 第7条第34項</td> </tr> </tbody> </table>				報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠		12. 核燃料物質の事故損失に係る報告書	発生後遅滞なく	核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く)が生じたときは、その状況、その原因及びそれに対して採った措置について報告	法律第67条第1項規則 第7条第29項	13. サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイトの建物の配置を示す図面を添えて報告	法律第67条第1項規則 第7条第34項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告書名</th> <th>提出時期</th> <th>報告概要</th> <th>報告の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12. 核燃料物質の事故損失の発生等に係る報告書</td> <td>発見後直ちに</td> <td>核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く)が生じたとき又は法律第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法律第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印(紙製のものを除く)若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を報告</td> <td>法律第67条第1項規則 第7条第29項</td> </tr> <tr> <td>13. 核燃料物質の事故損失等に係る報告書</td> <td>発見後30日以内</td> <td>核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く)が生じたとき又は法律第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法律第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印(紙製のものを除く)若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その状況、その原因及びそれに対して採った措置について報告</td> <td>法律第67条第1項規則 第7条第29項</td> </tr> <tr> <td>14. サイト内建物報告書</td> <td>毎年12月31日から1月以内</td> <td>毎年12月31日現在のサイトの建物の配置を示す図面を添えて報告</td> <td>法律第67条第1項規則 第7条第34項</td> </tr> </tbody> </table>				報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠	12. 核燃料物質の事故損失の発生等に係る報告書	発見後直ちに	核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く)が生じたとき又は法律第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法律第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印(紙製のものを除く)若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を報告	法律第67条第1項規則 第7条第29項	13. 核燃料物質の事故損失等に係る報告書	発見後30日以内	核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く)が生じたとき又は法律第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法律第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印(紙製のものを除く)若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その状況、その原因及びそれに対して採った措置について報告	法律第67条第1項規則 第7条第29項	14. サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイトの建物の配置を示す図面を添えて報告	法律第67条第1項規則 第7条第34項
報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠																																	
12. 核燃料物質の事故損失に係る報告書	発生後遅滞なく	核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く)が生じたときは、その状況、その原因及びそれに対して採った措置について報告	法律第67条第1項規則 第7条第29項																																	
13. サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイトの建物の配置を示す図面を添えて報告	法律第67条第1項規則 第7条第34項																																	
報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠																																	
12. 核燃料物質の事故損失の発生等に係る報告書	発見後直ちに	核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く)が生じたとき又は法律第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法律第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印(紙製のものを除く)若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を報告	法律第67条第1項規則 第7条第29項																																	
13. 核燃料物質の事故損失等に係る報告書	発見後30日以内	核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く)が生じたとき又は法律第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法律第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印(紙製のものを除く)若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その状況、その原因及びそれに対して採った措置について報告	法律第67条第1項規則 第7条第29項																																	
14. サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイトの建物の配置を示す図面を添えて報告	法律第67条第1項規則 第7条第34項																																	
注1：原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質のみに適用				注1：原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質のみに適用																																